

## 薩摩川内市木造住宅耐震改修工事補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号）（以下「補助金交付規則」という。）及び薩摩川内市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成21年薩摩川内市告示第279号）（以下「耐震改修工事補助要綱」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、耐震改修工事補助要綱の定めるところによる。

(補助金の対象となる延べ面積)

第3条 補助金の交付対象経費の算出に使用する延べ面積の算定は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び昭和61年4月30日建設省住指発第115号に定める方法によるものとする。ただし、外気に十分開放された、テラス及びバルコニー等の部分を除く。

(様式)

第4条 耐震改修工事補助要綱において使用する様式は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1）
- (2) 補助金等交付決定通知書（様式第2）
- (3) 補助金等事業計画変更承認申請書（様式第3）
- (4) 補助金等変更交付決定通知書（様式第4）
- (5) 補助事業等実績報告書（様式第5）
- (6) 補助金等確定通知書（様式第6）
- (7) 補助金等請求書（様式第7）
- (8) 耐震改修工事实施計画書（様式第8）
- (9) 耐震改修工事監理報告書（様式第9）
- (10) 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第10）
- (11) 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（申請者用）（様式第11）
- (12) 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（金融機関提出用）（様式第12）

(添付図書)

第5条 前条第1号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。

- (1) 耐震診断補助要綱により診断補助を受けたもの。
  - イ 耐震改修工事实施計画書
  - ロ 耐震改修工事に係る見積書の写し（実施設計及び工事監理業務費を含むことができる）
  - ハ 耐震改修工事計画図面

ニ 市税等の滞納がない証明書

ホ 借主（貸主）同意書（借主（貸主）がいる場合）

へ その他、必要があると認めるもの

(2) 耐震診断補助要綱による診断補助を受けていないものは、前号に加え次の図書を添付するものとする。

イ 付近見取図、配置図及び平面図

ロ 建築物の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し（確認通知書、検査済証及び登記事項証明書等）

ハ 耐震診断結果報告書

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号ニに掲げる書類は、市が保有する情報により調査することについて申請者が同意する場合は、省略することができる。

第6条 第4条第3号に規定する様式に添付するものは、事業の変更の内容が、確認できる図書とする。

第7条 第4条第5号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。

(1) 耐震改修工事監理報告書の写し（添付図書を含む）

(2) 建築士事務所が発行した請求書又は領収書の写し

(3) 工事施工者が発行した請求書又は領収書の写し

第8条 第4条第8号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。

(1) 耐震診断を実施しようとする木造住宅の外観写真（2面以上）

(2) 耐震診断技術者の建築士免許証の写し

(3) 補強計画後の診断表

(4) その他、必要があると認めるもの

第9条 第4条第9号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。

(1) 耐震改修図面

(2) 施工写真

(3) 耐震改修工事中間検査結果通知書の写し

(4) その他、必要があると認めるもの

第10条 第4条第10号による申請が提出された場合は、同条第11号及び第12号の証明書を第4条第2号の通知と合わせて発行するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の規定により作成されている

様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。